

平成 25 事業年度

事業報告

(平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで)

平成 25 年度の我が国経済は、金融財政面での政策効果もあって、順調な景気回復経路をたどった。こうした中で、中央競馬の売得金も 2 年連続で対前年比プラスとなり、長く続いた売上げ減に実質的にストップがかかり、将来に明るい展望が開けるようになった。

当財団は、これらの状況を踏まえ、今後も継続的に社会福祉事業を運営できるよう業務の改善等を図りながら業務を遂行した。

I. 事業の概要

1. 社会福祉事業に対し施設整備等の助成を行う事業

(1) 施設整備等の助成事業の決定について

各馬主協会及び共同募金会を通じて申請のあったものを、それぞれ事業計画で定めた方針に従って審査し、助成を決定した。

本年度(平成 25 年度)の助成内訳は以下のとおりである。

助成金：3 億 6,904 万円 (対前年比 100.0%)

助成件数： 397 件 (対前年比 100.7%)

※累計 (昭和 44 年度～平成 25 年度)

助成金： 1,183 億円余

助成件数： 25,907 件

【表 1】 交付区分別助成事業の内訳

交付区分	件数	金額(千円)
馬主協会	221	210,360
共同募金会	176	158,680
合計	397	369,040

【表 2】 施設種類別助成事業の内訳

施設種類別	件数	金額(千円)
障害者(児)	163	155,690
老人	145	143,650
母子・児童	83	63,380
その他	6	6,320
合計	397	369,040

(2) 業務の実施状況について

平成 25 年度においては、前年度から取り組んでいる改善事項の推進を図りながら、助成事業に係る事務手続きの簡素化等の改善を加え、事業計画に沿って着実に業務を実施した。

① 施設整備等助成金交付枠の決定時期の繰り上げ

平成 25 年度の施設整備等助成金交付枠(各馬主協会及び各県共同募金会への交付枠)の決定時期が平成 24 年 12 月に繰り上がったことから、平成 25 年 2 月上旬に各馬主協会及び各県共同募金会あてに事務手続きの案内とともに助成金交付枠の通知を行った。(平成 24 年度は 3 月中旬)

これにより、各馬主協会及び各県共同募金会においては、助成事業の募集・申請受付に係る事務の準備等に相応の期間をおくことが可能となり、事務のスムーズな実施に繋がった。

なお、平成 26 年度の施設整備等助成金交付枠についても、平成 25 年 12 月に開催した理事会及び評議員会において決定している。

② 助成事業の申請等に係る事務手続きの簡素化と効率化

助成事業の申請等に係る提出書類の見直しを行い、わかりやすさを主眼とした説明等を書類に付記するとともに、当財団のホームページにおいても事務手続きの方法等を詳細かつ平易に掲載することによって、申請する社会福祉施設、受付を行う各馬主協会及び各県共同募金会、また審査を行う当財団の事務の簡素化及び効率化を図った。

③ 平成 24 年度に策定した業務改善事項の継続推進

ア. 助成金交付決定の迅速化

各施設への助成金の交付については、一昨年まで毎年 10 月頃に理事会及び評議員会を開催し、すべての事業を一括して決定し通知していたが、昨年度より各馬主協会及び各県共同募金会から推薦のあったものから順次審査し、可及的速やかに各所へ決定通知を送付することとなり、本年度においても、昨年同様 7 月から 9 月までの期間においてその都度交付決定を行い、各施設の利便性を図った。

なお、これに伴い早期に完了した事業に対しては、10 月以降随時助成金の支払いを実施した。

イ. 1 物件当たりの助成金交付額を平均 100 万円以内に変更

当財団に対するより多くのニーズに応えるため、昨年度より 3 ヶ年計画で 1 物件当たりの交付額を平均 100 万円以内に変更することとした。これにより、昨年度においては助成件数が大幅に増加することとなり、平均交付額は減少して全体では 100 万円以内となったが、本年度についても「表 1」のとおり昨年同様の水準であった。

〔表 1〕 1 物件当たりの助成金平均額

区分	25 年度平均額 (助成件数)	24 年度平均額 (助成件数)	23 年度平均額 (助成件数)
馬主協会 (10 単協)	95.2 万円 (221 件)	90.3 万円 (233 件)	144.9 万円 (169 件)
共同募金会 (38 府県)	90.2 万円 (176 件)	98.6 万円 (161 件)	159.1 万円 (116 件)
全 体	93.0 万円 (397 件)	93.7 万円 (394 件)	150.7 万円 (285 件)

ウ. 助成金総額の 50%以上を車両等購入に助成

当財団の助成事業に対する社会的認知度を高めるため、昨年度より 3 ヶ年計画で車両等一般の人の目に触れる物件への助成割合を各馬主協会及び各県共同募金会への交付額の 50%以上とすることとした。これにより、昨年度から車両購入事業の割合が大幅に高まり、全体では 60%を超える割合となったが、本年度についても「表 2」のとおり昨年を上回る水準であった。

〔表 2〕 車両等に対する助成割合

区分	25 年度車両割合	24 年度車両割合	23 年度車両割合
馬主協会	68.8%	61.1%	52.7%
共同募金会	64.0%	61.2%	36.5%
全 体	66.7%	61.2%	45.8%

参考：助成車両台数 226 台 198 台 122 台

エ. 事業費総額が減少した場合、助成金交付額も減額することに変更

昨年度より入札等の結果、事業費総額が減少した場合、総額の減少と同じ比率で交付決定時に各法人に通知した助成金額を減額して交付することとしたが、平成 25 年度についても、引き続き減額を実施し、その減額分については各馬主協会及び各県共同募金会に対する平成 27 年度の交付枠に加算することとなっている。(平成 24 年度の減額分については、平成 26 年度の交付枠に加算した)

(3) 助成事業の監査について

平成 25 年度助成事業の監査については、平成 21 年度から平成 23 年度までに助成した団体を対象として、全体で書類監査対象 66 件(うち、実施監査が 18 件)を選定し実施した。実地監査については、対象団体を NPO 法人に主眼を置き実施した。

その結果、各施設とも助成事業の実施内容(管理・運用)等については、特段の問題もなく、また助成物件についても有効に利用されていた。

2. 社会福祉事業関係者の研修事業に対し助成を行う事業

(1) 海外研修事業

海外研修事業については、受験者の受験準備期間の確保の観点から募集開始時期を1ヶ月早め3月1日とした。海外での研修期間は、前年と同様に2ヶ月（合同研修1週間を含む）とし、併せて、個別研修についても、研修の主要なテーマについては、1施設に2週間以上滞在し、充実した研修を受けるよう指導した。

- ① 第41回海外研修生4名に約2ヶ月間の研修を実施した。
（期間：平成25年4月14日～6月19日、合同研修：デンマーク）
- ② 第40回海外研修生4名による「海外研修報告会」を実施し、「海外研修報告書」を関係団体等に配付する一方、ホームページにPDFにより「海外研修報告書」を掲載し、広く福祉関係者に対する啓発活動を行なった。
また、第41回海外研修生の「海外研修報告書」からは、PDFから各モバイル（iPhone、iPad、Android）でも閲覧できるよう電子ブック化をし、利便性を高め、これにより、製本部数および配布部数を大幅に削減して経費削減を図った。
- ③ 第42回海外研修生の審査を実施し、合格者4名が平成26年4月より研修予定となっている。

(2) 国内研修事業

国内研修事業については、平成25年度は年3回（平成24年のみ2回※助成金同額）、以下のとおり実施した。

- ① 特養老の介護職員を対象とした第1回国内研修会を実施した。
（期間：7月8日～7月12日、場所：ルポール麴町、受講者70名）
- ② 身体障害者の処遇職員を対象とした第2回国内研修会を実施した。
（期間：9月2日～9月6日、場所：ルポール麴町、受講者40名）
- ③ 特養老の介護職員を対象とした第3回国内研修会を実施した。
（期間：11月11日～11月15日、場所：ルポール麴町、受講者70名）
また、各研修会で使用した関係資料をホームページに掲載し、広く福祉関係者に対する啓発活動の一助とした。

3. 中央競馬関係者に対する福利厚生事業（福祉手当の支給）

平成23年12月の規程改正に伴い、平成24年7月から実施した要介護区分等による福祉手当の減額に続き、平成25年1月から要介護認定までに至らない者等への支給を取りやめた。

これにより、平成25年1月1日時点の福祉手当支給対象者は平成24年12月末日時点の62名から18名減少して44名となり、事業運営の合理化が図られた。（平成25年12月31日現在では41名）

Ⅱ. 総務関係

1. 会議の開催状況

(1) 理事会

開催日	主たる議案
第1回 (2.22)	○H24 事業年度 事業報告及び決算の承認の件 ○副理事長の選定の件 ○H25 事業年度 第1回定時評議員会の開催の件 ・ H24 事業年度 事業報告及び決算の承認の件
第2回 (3.14)	○H25 事業年度 第1回定時評議員会の議案の追加 ・ 評議員の選任の件 (追加) ※書面表決で審議
第3回 (6.28)	○H25 事業年度 第2回評議員会(書面表決)の開催の件 ・ 役員慰労金支給規程を改正する件 ※書面表決で審議
第4回 (9.17)	○H25 事業年度 第3回評議員会(書面表決)の開催の件 ・ 理事の選任の件 ※書面表決で審議
第5回 (10.10)	○専務理事の選定の件 ・ (退任) 内野和廣専務理事 (後任) 大川博志専務理事 ※書面表決で審議
第6回 (11.1)	○H25 事業年度 第4回評議員会の開催の件 ・ H26 事業年度 事業計画及び収支予算の承認の件 ・ H26 事業年度 施設整備等助成金の交付枠決定の件 ・ 評議員の選任の件 ・ 職員退職手当支給規程を改正する件 ※書面表決で審議
第7回 (11.22)	○H25 事業年度 第4回評議員会の議案の追加 ・ 特定資産(事業安定積立資産)の取崩しの件 (追加) ※書面表決で審議
第8回 (12.13)	○H26 事業年度 事業計画及び収支予算の承認の件 ○特定資産(事業安定積立資産)の取崩しの件 ○H26 事業年度 施設整備等助成金の交付枠決定の件 ○職員退職手当支給規程を改正する件 □職務執行の状況等について (報告)

(2) 評議員会

開催日	主たる議案
第1回 (3.15)	○H24 事業年度 事業報告及び決算の承認の件 ○評議員の選任の件 ・(退任) 益満宏行評議員 (後任) 木所康夫評議員
第2回 (7.9)	○役員慰労金支給規程を改正する件 ※書面表決で審議
第3回 (9.25)	○理事の選任の件 ・(退任) 内野和廣理事 (後任) 大川博志理事 ※書面表決で審議
第4回 (12.13)	○H26 事業年度 事業計画及び収支予算の承認の件 ○特定資産(事業安定積立資産)の取崩しの件 ○H26 事業年度 施設整備等助成金の交付枠決定の件 ○評議員の選任の件 ・(退任) 杉山健太郎評議員 (後任) 長尾恵吉評議員 ○職員退職手当支給規程を改正する件 □職務執行の状況等について (報告)

2. 理事、評議員の異動等

(1) 2月22日 第1回理事会

日本馬主協会連合会の役員異動に伴い、松本好雄副理事長が退任し、森保彦理事を副理事長に選定。

(2) 3月15日 第1回定時評議員会

JRAの役員異動に伴い、益満宏行評議員が退任し、木所康夫評議員を選任。

(3) 9月25日 第3回評議員会 (書面表決)

健康上の理由により、内野和廣専務理事が退任し、大川博志理事を選任。

(4) 10月10日 第5回理事会 (書面表決)

大川博志理事を専務理事に選定。

(5) 12月13日 第4回評議員会 (書面表決)

福祉医療機構の役員異動に伴い、杉山健太郎評議員が退任し、長尾恵吉評議員を選任。

Ⅲ. 事業報告の附属明細書

平成25事業年度 事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。